

平成 25 年 4 月 19 日

松山河川国道事務所道路管理第一課

特殊車両の指導取締りを実施

～指導取締要領の一部改正を受けて、取締りの強化を図ります～

国土交通省松山河川国道事務所では、特殊車両通行許可制度の普及啓発と違反車両に対して是正指導を行うことを目的に、愛媛県警察本部と協力し、特殊車両の指導取締りを実施します。

松山河川国道事務所では、特殊車両の指導取締りを定期的実施し、許可の有無、許可条件を確認し、違反車両について適正な運行がなされるように指導しています。

この度、「特殊車両の通行に関する指導取締要領」の一部改正（平成 25 年 3 月 1 日施行）を受け、今後は無許可、又は許可内容に違反し、繰り返し通行を行い、是正指導を受けてもなお、違反行為を行った違反者に対する措置として、**会社名や違反内容を公表**する措置を行うなど、更なる取締りの強化を図ります。

【概要】

1. 実施日 **平成 25 年 4 月 23 日 (火) 14:00～15:30**
※当日、雨の場合は中止します。
2. 場 所 国道 33 号 砥部車両計量所（伊予郡砥部町（上り線））

※詳細については当事務所HP（<http://www.skr.mlit.go.jp/matsuyam/>）をご覧ください。

本施策は、四国圏広域地方計画「NO. 5 圏域の連携による発展に向けた地域力向上プロジェクト」及び「NO. 6 防災力向上プロジェクト」の取り組みに該当します。

問い合わせ先：四国地方整備局松山河川国道事務所道路管理第一課		
副所長	沖上 茂人	内線 205
◎ 道路管理第一課長	武智 高明	内線 431
代表	089-972-0034	
直通	089-972-0413	
FAX	089-971-7044	

◎：主な問い合わせ先

1. 取締り背景

現在我が国の道路は、架設後50年を経過する橋梁(橋長15m以上)が2020年には26%[40,200橋]、2030年には53%[80,200橋]となるなど、補修・更新が必要な道路構造物が飛躍的に増大することが懸念されています。

道路は国民の財産であり、道路利用者に安全かつ快適な状態で提供し、次世代により良好な状態で引き継いでいくことが重要な課題となっています。

現在、道路管理者は橋梁の長寿命化等の対策を実施していますが、一部の過積載車両や違法意識の低い車両の通行により、道路は疲労し大きなダメージを受けています。

過積載等の違法通行車両から国民の財産である道路を守るため、これまで、松山河川国道事務所は関係機関との連携、広報活動等、指導取締りの強化に努めて参ります。

2. 取締り内容

愛媛県警察本部の協力を得て、「特殊車両」を指導取締り基地に引き込み、通行許可制度の普及啓発や、以下について確認を行います。

- (1) 特殊車両許可証の有無の確認
- (2) 特殊車両許可証の携帯有無の確認
- (3) 許可内容及び許可条件の確認
- (4) 車両の計測(重さ、高さ、長さ及び幅)

違反内容に応じて、道路管理者は、道路法第47条の3に基づき当該車両の通行中止や総重量の措置命令や指導警告などを行います。

取締り位置図



確認状況(長さの計測)



運転手への説明

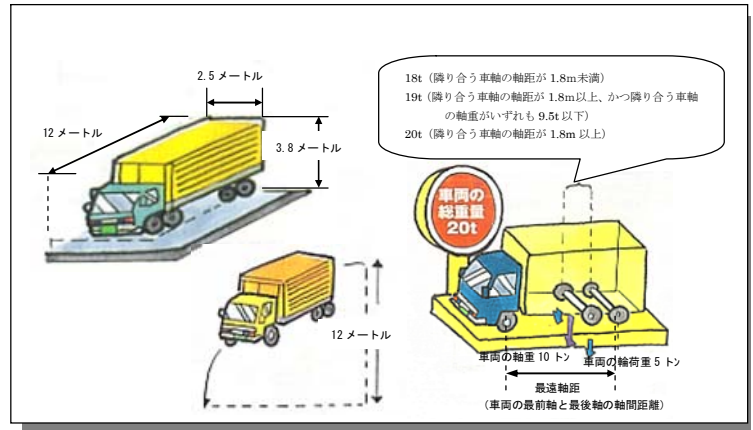


特殊車両とは

■車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さ及び総重量のいずれかの一般的制限値を超えたり、橋、高架の道路、トンネル等で総重量、高さのいずれかの制限値を超える車両を「特殊車両」といい、道路を通行するには特殊車両通行許可が必要になります。(道路法第47条の2)

「一般的制限値」

車両の諸元	一般的制限値(最高限度)	
幅	2.5m	
長さ	12.0m	
高さ	3.8m(高さ指定道路は4.1m)	
重さ	総重量	20.0t(重さ指定道路は25.0t)
	軸重	10.0t
	隣接軸重	○隣り合う車軸の軸距が1.8m未満 18.0t (ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3m以上かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5t以下のときは 19t)
		○隣り合う車軸の軸距が1.8m以上 20.0t
	輪荷重	5.0t
最小回転半径	12.0m	



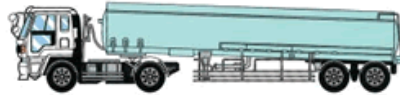
「車両の構造が特殊」

■トラッククレーンやセミトレーラーなどの車両で一般的制限値を超える車両

①バン型セミトレーラー



②タンク型セミトレーラー



③幌枠型セミトレーラー



④コンテナ用セミトレーラー



⑤自動車運搬用セミトレーラー



フルトレーラー



海上コンテナ用セミトレーラー



重量物運搬用セミトレーラー



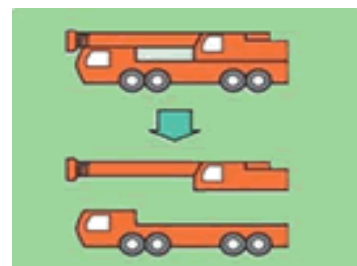
ポールトレーラー



単車:トラック・クレーン



※一次分解が必要になる場合があります。



車検証に記載された重量で走行しなければなりません。

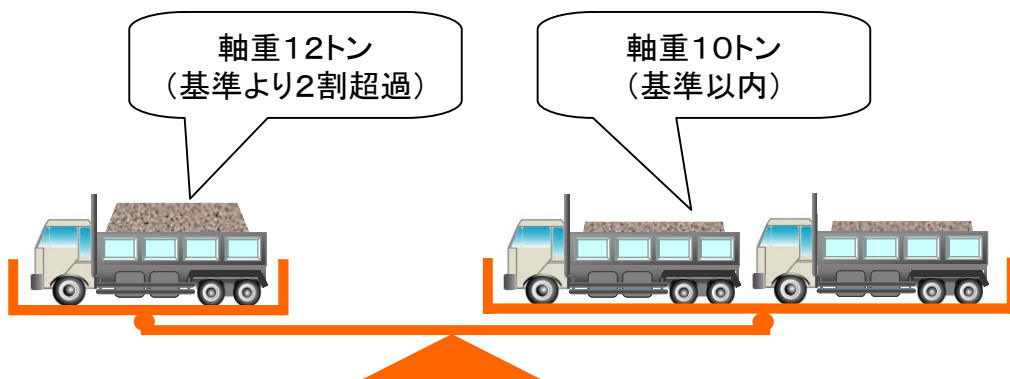
重量車両による疲労の蓄積(違反大型車が道路構造物に与える影響)

■重量超過車両の通行による道路への疲労の蓄積が、構造物や舗装の損傷の主因です。つまり、積載重量超過などによる違反車両は、道路構造物の劣化を早めます。



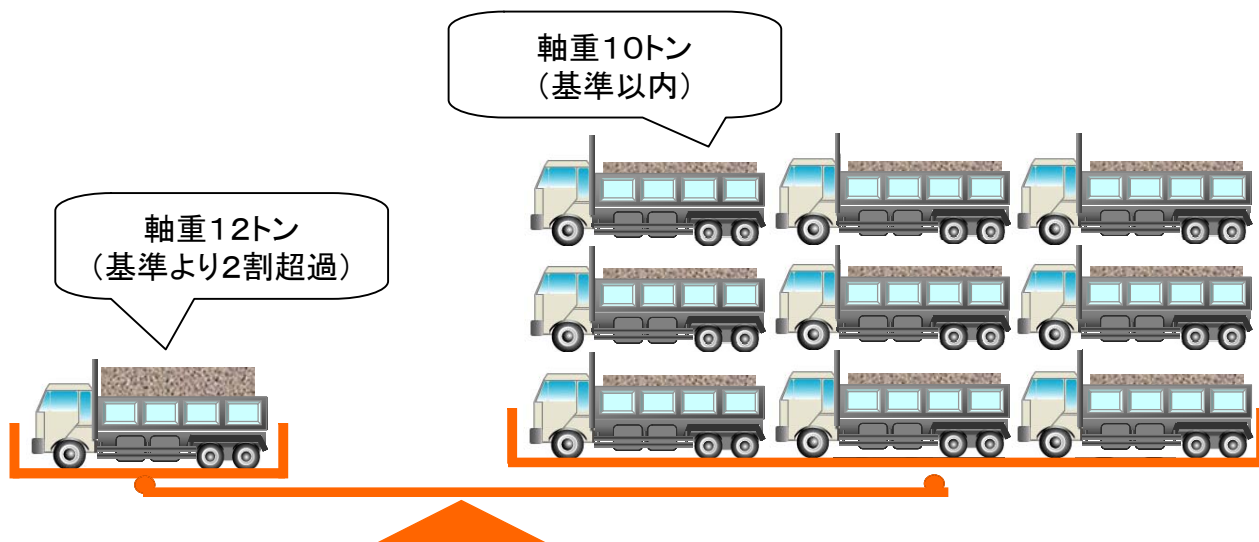
【舗装に与える疲労イメージ】

軸重12トン(基準より2割超過)1台の大型車両が舗装に与える疲労は、軸重10トン(基準以内)2台分の大型車両が舗装に与える疲労とほぼ同じ。



【床版に与える疲労イメージ】

軸重12トン(基準より2割超過)1台の大型車両が床版に与える疲労は、軸重10トン(基準以内)9台分の大型車両が床版に与える疲労とほぼ同じ。



特殊車両が道路交通に与える影響(事故による社会的影響)

■大型車両事故は、長時間の通行止めや道路交通施設に多大な影響を及ぼします。

積載物(カウンターウエイト)がずれて車幅からはみ出し、対向車線通行中の軽乗用車に接触。軽乗用車の運転者が死亡する事故が発生した。



平成19年4月4日(国道32号 高知県長岡郡大豊町)

トレーラの横転事故により、上下線を塞いだため、約4時間の通行止めとなりました。



平成22年1月28日(国道33号 愛媛県伊予郡砥部町)